

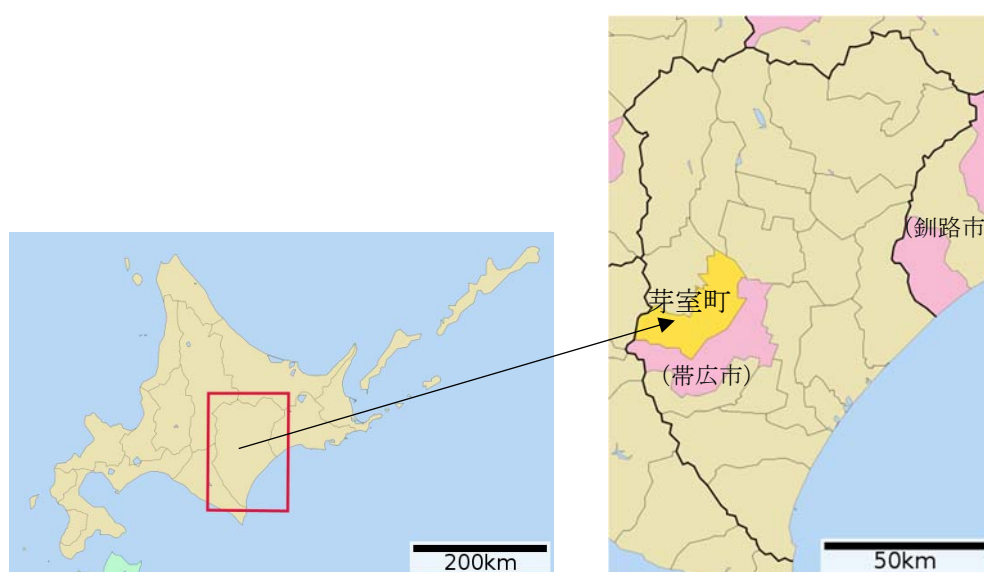
北海道芽室町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における北海道河西郡芽室町の行政区域とする。概ねの面積は 5 万 1 千ヘクタール程度（芽室町面積）である。ただし、日高山脈襟裳国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

芽室町は北海道東部の十勝平野西部に位置し、東部及び南部は帯広市に、北東部は音更町及び鹿追町に、西部は清水町に接している。また、南西部は行政区域面積の約 8% を占める日高山脈襟裳国定公園に指定されている日高山脈を越えて日高町に隣接している。

日高山系の分水嶺をその源とする美生川、芽室川、そして市街地の北部を東西に十勝川が流れており、豊富な水資源に恵まれている。日高山脈を頂点として十勝川に向かって緩斜面をなしている河成段丘の発達した地勢は、山岳地帯以外は平坦肥沃な農耕に適した土地であり、豊富な森林面積を含めた行政区域面積の全体にあっても、約 4 割は畑として利用されている。

（インフラの整備状況）

芽室町には、高規格幹線道路網にアクセスするインターチェンジが 2 か所設置されている。北海道横断自動車道は、札幌～足寄及び阿寒、訓子府～北見西が供用されており、帯

広は道央圏と東北北海道を繋ぐ拠点に位置し、道央圏とは3時間で移動可能である。また、帯広・広尾自動車道は、帯広～忠類大樹間がすでに供用されている。忠類大樹～豊似間は事業区間、豊似～広尾間は計画区間となっている。

国道38号は新得～帯広～幕別～浦幌間、国道236号は帯広～広尾間、国道241号は足寄～帯広間、国道242号は陸別～池田～幕別間、国道273号は帯広～上士幌間、国道274号は清水～浦幌間、国道336号は広尾～浦幌間等の整備により交通ネットワーク網が形成されている。

鉄道は根室本線と石勝線で北海道内の各地と結ばれており、札幌市とは1日11往復、最短約2時間30分で移動可能である。

空港は、芽室町市街地から約37km（車で約40分）の位置に、帯広空港（滑走路2,500m）があり、大型ジェット機2バースと小型ジェット機2バースの同時駐機が可能である。現在は2社が乗り入れ、1日計7往復、東京（東京国際空港（羽田空港）：1時間40分）へと連絡している。平成29年度の航空旅客輸送人員実績は661.6千人となっている。

また、帯広空港に隣接して、航空機の操縦を学ぶ独立行政法人航空大学校帯広分校がある。

港湾は、芽室町から車で約1時間30分の位置にある広尾町に十勝港がある。重要港湾に指定されている十勝港は、十勝の食料生産地域を後背地とし、管内における唯一の海の玄関口であり、北海道と首都圏を最短距離で結ぶ重要港湾となっている。十勝港の役割は、農業生産に欠かすことのできない肥料や飼料、石炭等を輸入・移入している。

国内最大級の小麦サイロを利用して小麦の移出等農産物を中心とした輸送を行っている。大型岸壁（マイナス13m、マイナス12mの各1バース）を備えており、パナマックス級の大型貨物船の着岸が可能である。平成29年度の実績は、外国貿易貨物約45.5万トン、国内貿易貨物約41.6万トンに達している。

これら陸・海・空のネットワークが芽室町及び周辺自治体に整備されており、芽室町と道内外を繋ぐインフラが構築されている。

（産業構造）

芽室町は、豊富に生産される農畜産物を原料としてナチュラルチーズ工場をはじめ国内最大級の工場が複数立地しており、平成26年度の芽室町の製造品出荷額約702億円のうち、食料品製造業が約518億円と全体の約74%を占めている。

これらの食料品製造業への原料を供給する農業は、芽室町の基幹産業として発展しており、小麦、てん菜、馬鈴薯、豆類の畑作物を主体に、長いも、スイートコーン等の野菜類を組み合わせた畑作経営、また、乳用牛、肉用牛及び豚の飼育等の畜産経営が行われている。北海道における主要作物の作付において、芽室町ではスイートコーンが1位、馬鈴薯が第2位、小豆・小麦が3位であり、日本の食料生産基地として安全で安心な農産物を生産し、1戸当たりの農業粗生産額は約48,000千円を超えている。

特に長いもは近隣8農業協同組合と広域で連携してブランド化を進め、平成11年から台湾、アメリカ、シンガポール、タイに輸出されている。また、「めむろごぼう」も中国産との競争を乗り越え国内有数の産地に成長し、平成23年には地域団体商標に登録されたほか、海外への輸出も試験的に取り組んでいる。他業種からも農産加工品の海外輸出の動きもあり、豊富に生産される農産物を活用した取り組みがスタートする機運がある。

また、盛んな農業を軸として、農業関連企業である食料品製造施設、農業機械製造・修理施設、冷凍低温貯蔵施設、物流企業関連施設等が集積し、これらが互いに密接に関係しあいながら経済活動することにより、食料品製造業・生産用機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・道路貨物運送業・倉庫業・飲食料品卸売行等、様々な産業分野へ広く波及効果を及ぼしている。

(人口分布の現状)

芽室町の人口は、平成 29 年 7 月末現在で 18,787 人である。また、隣接する帯広市が約 16 万 8 千人の人口を有していること等を理由として、他市町村から当町への流入人口は 4,521 人と、北海道内の町村では第 1 位（平成 27 年国勢調査）であることから、多くの地域で人手不足が課題となっている中、比較的労働力を確保しやすい環境が整っている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、従業員数の約 2 割、売上高の約 4 割、付加価値額の約 4 割を製造業が占める経済構造をなしており、その中心となっているのが豊富に生産される農畜産物を原料として操業する大型の農畜産物加工工場を核とした関連企業群である。また、農業は表層の火山灰層に覆われた平坦で、かつ、十勝川とその支流の美生川、芽室川等がもらした肥沃な大地、冷涼な気象条件や長い日照時間等の作物の生育候条件に恵まれ、芽室町開町以来、当該地域にとって不可欠な産業である。

土地改良事業の積極的な実施により、作物の生産促進と増産を可能とする基盤整備の環境が整っていると同時に、1 戸当たり 32.4ha の機械化された大規模経営では高い技術力により製造される農業用機械を活用して生産性の高い農業を展開している。また、豊富に生産される安全で安心な農畜産物資源を生かして、地域ブランド力を高め新たな市場開拓を推進するほか、先端技術の活用により新たな商品開発を展開し、質の高い雇用の創出を目指している。

さらに、北海道横断自動車道及び帯広・広尾自動車道のインターチェンジ及び国道 38 号の接続等交通インフラの優位性や札幌圏並びに苫小牧港、釧路港及びオホーツク圏との接続点である位置的な優位性から流通業の更なる集積や稼ぐ力の向上を図るとともに、物流の生産性改革・高度な物流体系の構築を進め、農畜産物による地域ブランド力向上に結び付ける。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額	— 百万円	720 百万円	皆 増

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額 39.2 百万円（経済センサスー活動調査（平成 24 年））であることから、それより高い1事業所当たり 50 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 8 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.8 倍の波及効果を与え、促進区域で 720 百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・波及効果は産業関連表を用いた経済波及効果分析ツール（北海道作成、平成 17 年度十勝圏版）において、食用耕種農業の生産誘発額が約 1.8 倍、畜産が約 2.3 倍、と畜・肉・酪農品が約 2.1 倍、その他食料品が約 1.7 倍、運輸が約 1.3 倍であることから、各業種の付加価値額の割合等を考慮し、1.8 倍としている。
- ・720 百万円は、促進区域の全産業付加価値（381 億円）の約 1.8%、製造業の付加価値額（136 億円）の約 5.2%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域の平均所得額を設定する。

【任意記載の K P I】

	現 状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	— 百万円	50 百万円	皆 増
地域経済牽引事業の新規事業件数		8 件	
促進区域の平均所得額	3,068 千円	3,100 千円	1. 0 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,920 万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2%以上増加すること
 - ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること
 - ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で6%以上若しくは600万円以上増加すること
- なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した食料品関連製造分野
- ②芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した農林水産分野
- ③芽室町の生産量日本一のスイートコーン等の農畜産物の特産物を活用した食料品関連製造分野
- ④芽室町の食料品製造業の産業集積を活用した食料品関連製造分野
- ⑤芽室町の流通関係企業の産業集積を活用した食料品関連製造分野
- ⑥芽室町の流通関係企業の産業集積を活用した農林水産分野
- ⑦芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した流通関連産業分野
- ⑧芽室町の生産用機械器具製造業等の産業集積を活用したものづくり関連分野

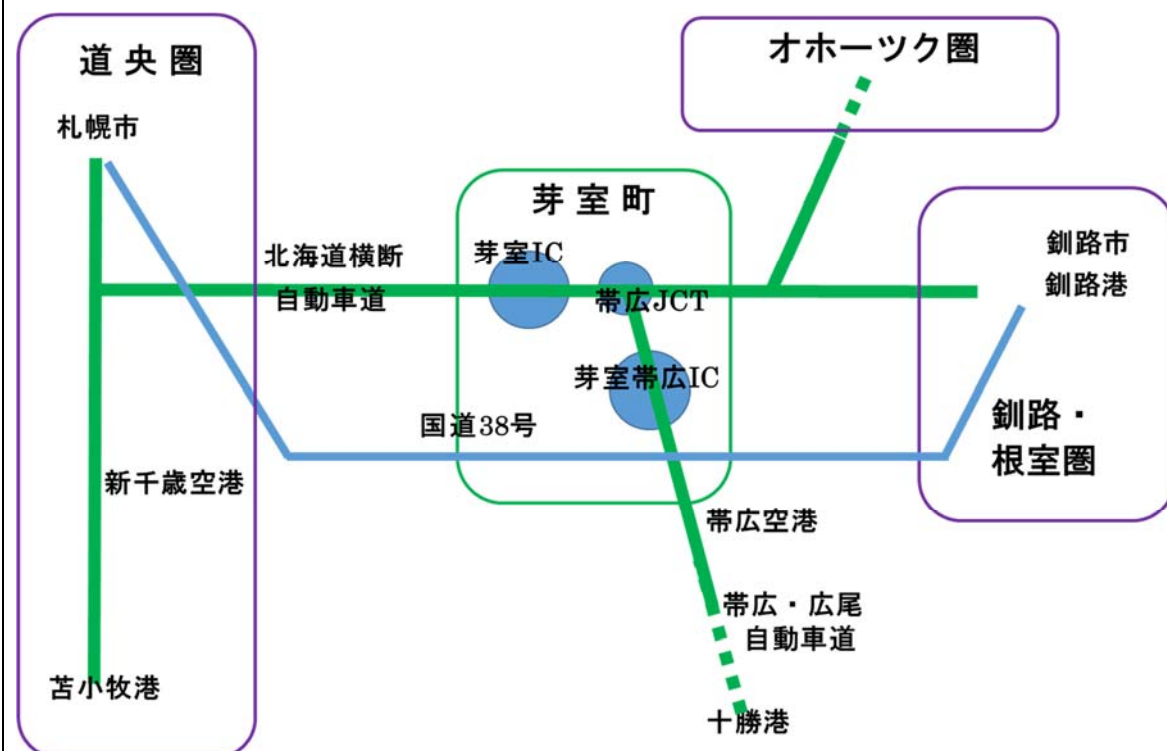
(2) 選定の理由

- ①芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した食料品関連製造分野

芽室町は北海道横断自動車道及び帯広・広尾自動車道のインターチェンジ、国道38号への接続が大変良好である等の交通インフラの優位性や、札幌圏並びに苫小牧港、釧路港及びオホーツク圏といった多くの地域との接続点である地理的な優位性を持っている。北海道横断自動車道は芽室町の北部を通過しており、これにジャンクションで接続する帯広・広尾自動車道が芽室町の東部を通過している。芽室インターチェンジ及び芽室帯広インターチェンジから道央圏は3時間、苫小牧港は2.5時間、釧路港は2時間程度でアクセス可能である。

具体的な優位性として、例えば、内貿取扱貨物全国1位を誇る苫小牧港や国際物流ターミナルとしての整備が進められている釧路港からは、3大都市圏に位置する東京港、横浜港、名古屋港、大阪港や国内主要港湾へフェリーやRORO船による定期航路が開設されているため、芽室町内で生産される農畜産物等を用いて製造された食料品等が、人

口約 4,800 万人を有する 3 大都市圏をはじめとした国内の大消費地へ安定して供給できる環境が整っている。



また、平成 26 年度の芽室町の製造品出荷額約 702 億円のうち、食料品製造業が約 518 億円と全体の約 74%を占めている。加えて、食料品製造業の出荷額・総数は、道内町村第 3 位（平成 26 年工業統計調査）であり、同産業が地域の中核産業であることがわかる。

芽室町には、上記のインフラの充実、豊富で安心安全な農畜産物等の原料を背景として、国内最大規模のチーズ工場、東洋一の処理能力を有する製糖工場をはじめ、食料品製造工場が 9 社立地している。

更に、食料品製造業者が公益財団法人とかち財団等の研究機関との協力により、農産物の付加価値を更に高めたり、未利用農産資源の有効利用化を図るなど、国民の健康志向が高まる中で新たな商品開発を進める環境が整っている。

○促進区域内における食料品製造工場

(株)明治十勝工場、日本甜菜製糖(株)芽室製糖所、日本罐詰(株)十勝工場、日本罐詰(株)芽室工場、ニチロ畜産(株)十勝工場、コスモ食品(株)北海道工場、北海道クノール食品(株)十勝工場、ジェイエイめむろフーズ(株)、(株)ヤマオ

こうした付加価値の高い商品を製造する食料品製造関連企業が、上記で述べた交通インフラの優位性を活かして大消費地に安定的に供給することを通じて、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

②芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した農林水産分野

芽室町には、上記①で示したとおり、交通インフラに優位性がある。

また、芽室町の平成 27 年度農業産出額（耕種）は 170 億円で北海道第 4 位に位置し、小麦、てん菜、馬鈴薯、豆類の畑作物を主体に、長いも、スイートコーン等の野菜類を組み合わせた農業経営が展開されているほか、乳用牛、肉用牛及び豚の飼育等の畜産経営が行われている。

具体的には、芽室町及び十勝管内で隣接する 4 自治体の耕地面積（畑）は 95,400ha で、全道の約 10%を超えており、この広大な耕地から生産される農産物の収穫量は、主力農産物だけでも芽室町ほか 4 自治体で、小麦にあつては 79,210 トン（全道の 15%以上）、てん菜にあつては 660,600 トン（全国の 20%以上）、馬鈴薯にあつては 378,400 トン（全道の 19%以上）であり、芽室町周辺が我が国にとって重要な食料生産基地を形成しており、芽室町はその中心的存在である。

更に、全国の食料生産基地である北海道内において、芽室町は作付面積で小麦は 6,170ha で第 3 位、てん菜は 2,850ha で第 6 位、馬鈴薯は 3,190ha で第 2 位に位置し、収穫量でも小麦は 19,200t で第 8 位、馬鈴薯は 118,400t で第 2 位、てん菜は 172,200t で第 6 位に位置しているほか、乳用牛は 6,906 頭、肉用牛は 18,674 頭、豚は 16,790 頭が飼育されており、畜産においても全国、全道平均を上回る大規模な経営が展開されている。

一戸当たり経営耕地面積（平成 27 年）

全 国	北海道（順位は全国順位）		芽室町（順位は全道順位）	
	面積	順位	順位	順位
ha	ha	位	ha	位
2.54	26.51	1	33.46	57

（農林業センサス）

我が国の農業における芽室町の位置（平成 26 年～平成 28 年）

作目：小麦

年	全国		北海道（順位は全国順位）				芽室町（順位は道内順位）			
	面積 ha	収量 t	面積 ha	順 位	収量 t	順 位	面積 ha	順 位	収量 t	順 位
平成 28 年	214,400	790,800	129,900	1	524,300	1	6,170	3	19,200	8
平成 27 年	213,100	1,004,000	122,600	1	731,000	1	6,250	3	45,600	3
平成 26 年	212,600	852,400	123,400	1	551,400	1	6,540	3	29,600	3

作目：てん菜

年	全国		北海道（順位は全国順位）				芽室町（順位は道内順位）			
	面積 ha	収量 t	面積 ha	順 位	収量 t	順 位	面積 ha	順 位	収量 t	順 位

平成28年	59,700	3,189,000	59,700	1	3,189,000	1	2,850	6	172,200	6
平成27年	58,800	3,925,000	58,800	1	3,925,000	1	2,800	6	193,300	7
平成26年	57,400	3,567,000	57,400	1	3,567,000	1	2,770	6	184,600	5

作目：馬鈴薯

年	全国		北海道（順位は全国順位）				芽室町（順位は道内順位）			
	面積 ha	収量 t	面積 ha	順位	収量 t	順位	面積 ha	順位	収量 t	順位
平成27年	77,400	2,406,000	51,000	1	1,907,000	1	3,190	2	118,400	2
平成26年	78,300	2,456,000	51,500	1	1,916,000	1	3,170	2	103,800	5
平成25年	79,700	2,408,000	52,400	1	1,876,000	1	3,170	2	102,700	4

作目：大豆

年	全国		北海道（順位は全国順位）				芽室町（順位は道内順位）			
	面積 ha	収量 t	面積 ha	順位	収量 t	順位	面積 ha	順位	収量 t	順位
平成28年	150,000	238,000	40,200	1	84,400	1	1,540	6	3,210	6
平成27年	142,000	243,100	33,900	1	85,900	1	1,120	7	2,980	7
平成26年	131,600	231,700	28,600	1	73,600	1	759	7	2,220	7

（北海道農林統計協会発行「ミニなんばん BOOK」より）

一戸当たり平均家畜飼養頭数

種別	全国(H26) 頭	北海道(H26) 頭	芽室町(H28) 頭
乳用牛	77.5	118.6	130.3
肉用牛	45.8	192.8	1,167.1
豚	1,809.7	2,544.7	4,197.5

（全国、全道データは北海道農政事務所「食と農林水産データライブラリー北海道」より）

（芽室町データは平成28年「十勝畜産統計」より）

上記で述べた、豊富な農畜産物を、物流・交通インフラ等の地域特性を活用して大消費地に向けて効率的に出荷することを通じて、地域経済における稼ぐ力の増加を目指す。

③芽室町の生産量日本一のスイートコーン等の農畜産物の特産物を活用した食料品関連製造分野

芽室町には、上記②で示したとおり、農畜産品に優位性がある。

基幹産業である農業は大規模で機械化された経営が展開されており、中でもスイート

コーンは平成 26 年度の作付面積は 899ha・収穫量 11,200t とともに日本一で、全国シェアは作付面積で 3.68%、収穫量では 4.73%を誇っている。また、北海道十勝を代表する主要畑作 4 品目である小麦・馬鈴薯・てん菜・豆類は、バランスの取れた輪作体系を確立しており、非常に品質の高い製品を安定的に生産する基盤が出来上がっていることから、北海道における収穫量も芽室町は高い地位にある。また、畜産経営においても大規模経営が展開され、乳用牛にあつては年間約 35,000 トンの牛乳、肉用牛にあつたは抗生剤の入っていない餌や遺伝子組み換えのない餌を給与し生産履歴を公開したブランド牛である未来めむろうし、豚にあつても厳しい品質基準に合格した SPF 豚等、安定的に安全安心な原材料を供給する基盤が確立している。

食料品製造関連企業が、上記で述べた豊富な農畜産物を活用して付加価値の高い商品を製造・販売していくことや、農畜産物のブランド化を進めながら国内の新たな市場開拓や海外への販売展開も進めることにより、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

④芽室町の食料品製造業の産業集積を活用した食料品関連製造分野

芽室町には、上記①で示したとおり、食料品製造業の産業集積に優位性がある。

また、芽室町では、平成 22 年度から十勝圏 19 市町村や農林漁業団体、商工団体、金融機関、大学・試験研究機関と連携しながら、食と農林漁業を柱とした地域産業政策として「フードバレーとかち」を推進している。本取組では、「農林漁業を成長産業にする」「食の価値を創出する」「十勝の魅力を売り込む」の 3 つを基本方針に掲げ、日本有数の大規模畑作酪農地帯・食料供給基地という地域の優位性を生かしながら、生産・加工・流通・販売が結び付いたフードシステムを構築することで、地域産業の更なる発展を目指す。

こうした取組を踏まえながら、芽室町における食料品製造業の産業集積を活かして、付加価値の高い商品を製造・販売していくことを通じ、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

⑤芽室町の流通関係企業の集積を活用した食料品関連製造分野

上記①で述べた芽室町の物流・交通インフラの優位性と道内主要都市及び主要施設との接続点である位置的な優位性から、芽室町東芽室地区を中心に約 80 社の流通関係企業が集積している。また、芽室町における運輸業及び郵便業の事業所数は 74 件、従業員数は 1,756 人で、公務を除く全産業に占める割合では事業所数で 10.08%（北海道 2.88%、十勝 2.92%）、従業員数で 20.28%（北海道 6.15%、十勝 6.33%）を占める（以上のデータは平成 28 年経済センサス）ことから、芽室町における流通関係企業の集積は際立っているといえる。

具体的な流通関係企業の集積として、芽室町が札幌圏並びに苫小牧港、釧路港及びオホーツク圏といった多くの地域との接続点にある利点から、収容能力 6 万トンを超える

道内最大級の低温貯蔵施設群や 44,000 m³を超える定温倉庫をはじめ保管倉庫も多数集積しており、これらの集積によりコスト面でも環境面でも負担が軽減されるほか、農畜産物の品質保持や向上が図られ、農畜産物の域外への競争力が高められる環境が整っているため、当該区域から生産される安全で安心な農産物を大消費地に供給することが可能となっている。

食料品製造関連企業が、こうした流通関連企業の集積を活かして付加価値の高い加工食品等を大消費地に向けて効率的に販売することを通じて、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

⑥芽室町の流通関係企業の集積を活用した農林水産分野

芽室町には、上記⑤で示したとおり、流通の関連企業の集積に優位性がある。

こうした流通関連企業の集積を活かして豊富な農畜産物を大消費地に向けて効率的に出荷することを通じて、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

⑦芽室町の北海道横断自動車道等の交通インフラを活用した流通関連産業分野

芽室町には上記①で示したとおり地域特性として交通インフラに高い優位性があり、上記⑤で述べたとおり流通関連産業の集積が際立っている。

○本町における流通関連企業（約 80 社のうち主なもの）

日本通運(株)、ヤマト運輸(株)、明治ロジテック(株)、(株)キューソー流通システム、三ツ輪運輸(株)、レンゴー(株)、札幌通運(株)、エア・ウォーター物流(株)、北海道西濃運輸(株)、苫小牧埠頭(株)、十勝鉄道(株)、(株)北海運輸、道栄荷役(株)

また、芽室町の運輸・郵便業の付加価値額は約 73 億円（平成 28 年経済センサス/芽室町の全産業付加価値額の約 18%を占める）となっており、これは北海道内の町村における同産業と比較すると第 1 位の規模であるなど、芽室町の産業全体の振興を図る上からも重要な産業となっている。

運輸業・郵便業の付加価値額の占める割合（平成 28 年経済センサス）

	北海道	芽室町	音更町	釧路町
全産業	9,217,325 百万円	40,917 百万円	53,208 百万円	31,137 百万円
運輸業、郵便業	524,714 百万円 5.69%	7,342 百万円 17.94%	3,076 百万円 5.78%	2,829 百万円 9.09%

付加価値額の 道内町村順位	—	第1位	第2位	第3位
------------------	---	-----	-----	-----

これら流通関連産業では、芽室町の基幹産業である農業に関連した様々な流通需要が多く、芽室町で生産される農畜産物や関連加工品等を迅速かつ効果的に大消費地等へ供給することが可能となるなど相互補完の関係にあるとともに、接続点である位置的な優位性からも地域内のみならず、地域間における流通需要の要衝となっている。

本町では、こうした流通関連産業の取組を支援するため、芽室町企業誘致条例に基づく支援を行っており、誘致する企業で工場等を新設又は増設する場合には奨励金や助成金等を交付する措置を講じている。また、生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画に基づき計画的に設備投資を行う企業に対しても、固定資産税を課税免除する措置を実施している。

こうした優位性ある交通インフラを活用して、流通関連企業の強みを一層伸ばすとともに、他産業への経済的波及効果をもたらしてゆくなど、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

⑧芽室町の生産用機械器具製造業等の産業集積を活用したものづくり関連分野

芽室町は上記②及び③で示したとおり、我が国にとって重要な食料生産基地の中心的存在であり、これらを支える食料品関連企業をはじめとした農業関係企業の集積に優位性がある。

また、本町内には3つの工業団地（芽室東工業団地、芽室西工業団地、芽室弥生工業団地）が存在し、工業団地内に立地する企業の多くが何らかの形で農業に関連しているほか、金属製品製造業（8社）、生産用機械器具製造業（7社）、はん用機械器具製造業（3社）、輸送用機械器具製造業（2社）など（以下、「ものづくり関連産業」と表記）が集積している。

○芽室町に立地する主なものづくり関連産業企業

ヤスダファインテ(株)、(株)安西製作所、十勝農機(株)、(株)オビトラ、(株)フクザワ・オーダー農機、(株)トメダ、(株)アグリインデックス、広瀬高周波工業(株)、(株)木村鉄鋼産業、(株)帯広鋼板

ものづくり関連産業の中でも特に生産用機械器具製造業は、北海道内の町村の中で事業所数、従業員数、製造品出荷額とも第1位（平成28年経済センサス）となっている。

北海道における本町の生産用機械器具製造業の位置（平成28年経済センサス）

※公表データのみによる比較

	事業所数	従業員数	製造品出荷額	付加価値額
第1位	8か所 芽室町	150人 芽室町	206,673万円 芽室町	75,606万円 七飯町
第2位	4か所 音更町	96人 七飯町	142,809万円 足寄町	71,411万円 足寄町
第3位	3か所 足寄町ほか3町	74人 足寄町	80,348万円 音更町	71,153万円 芽室町

また、本町の工業品出荷額を生み出す事業所 42 社のうち、ものづくり関連産業は 21 社と全体の 50%を占めている。加えて、本町におけるものづくり関連産業の付加価値額は約 17 億円（平成 28 年経済センサス 非公表区分を除く）となっており、北海道内の他町村と比較（以下表参照）しても本町における同産業に強みがあると言える。

北海道における本町のものづくり関連産業の位置（平成 28 年経済センサス）

※公表データのみによる比較

	事業所数	従業員数	製造品出荷額	付加価値額
第1位	21社 芽室町	691人 奈井江町	2,100,940万円 奈井江町	897,155万円 奈井江町
第2位	8社 音更町ほか2町	323人 芽室町	453,851万円 芽室町	170,425万円 芽室町
第3位	—	169人 栗山町	361,710万円 当別町	103,714万円 栗山町

ものづくり関連産業は、芽室町の開拓時より第一次産業の振興とともに発展し、特に農業用機械を扱う事業者は馬耕用の農機具製造時から現在に至るまで、農業経営に大きな貢献を果たしてきた。圃場の耕起に始まり肥培管理、収穫調整までを作物に応じ、各事業者が知恵と工夫を凝らして様々な農機具を開発、生産し、芽室町や十勝管内のみならず、全道・全国にも販路を広げている。

例えば、本町の農業関係企業である株式会社フクザワ・オーダー農機は、公益財団法人とかち財団等と共同で開発した農業用機械が第 15 回（平成 29 年度）新機械振興賞（一般財団法人機械振興協会）における機械振興協会長を受賞したほか、一般社団法人北海道農業機械工業会が実施する優良農業機械・施設表彰においても、株式会社北海農機が北海道知事賞を複数回受賞するなど、高い技術力を有する企業が多く存在する。

このような企業をはじめとして、本町ではものづくり関連産業における商品開発や販路拡大の取組を支援するため、芽室町企業誘致条例に基づく支援を行っており、誘致する企業で工場等を新設又は増設する場合には奨励金や助成金等を交付する措置を講じている。また、生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画に基づき計画的に設備投

資を行う企業に対しても、固定資産税を課税免除する措置を実施している。以上のように、農業関係企業をはじめとした生産用機械器具製造業等の産業集積がもたらす強みを生かして付加価値を高める取組を強化することで、地域事業者の稼ぐ力を向上させ、付加価値額の増加や雇用拡大につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような芽室町の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や芽室町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を定めており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税免除を行っている。

②芽室町企業誘致条例

芽室町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の町固定資産税について課税免除を行っている。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試験場が有する分析・解析、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のため、研究機関が有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めてゆく。

②町内企業動向データの公開

地域内の企業連携向上のため、現在、芽室東工業団地のみについて、芽室町が現地確認を行った上で調整し、町ホームページで公開している企業動向データについて、全区域分の情報をインターネットでの公開を進めてゆく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、芽室町商工観光課内などに、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。併せて、事業実施の障壁となっている規制等に

対して、事業者からの提案を受け付ける専門窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

芽室町に配置している工業団地は分譲可能な用地がない状況にあることから、既存工業団地と調和した新たな工業団地の設置が地域経済牽引事業推進の上でも必要である。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～ 平成 33 年度	平成 34 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	H29.11 議会に条例案提案・審議 H29.12 条例施行	運用	運用
②芽室町企業誘致条例	H30.3 議会に条例案提出・審議	H30.4 条例施行、運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公設試験場が有する分析・解析、技術情報の情報提供	H29.10 検討開始・関係機関協議	→執行	→執行
②町内企業動向データの公開	H29.10 資料整理	→執行	→執行
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備提案への対応窓口の設置	H29.9 北海道と協議開始 H29.9 北海道庁と芽室町に窓口開設	運用	運用
【その他】			
新工業団地の配置	関係機関との調整・協議、関連計画との調整調整等が整い次第、整備事業に着手		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域と一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、北海道が設置する北海道立十勝圏地域食品加工技術センターや十勝管内自治体等が設立した公益財団法人とかち財団及び地方創生に関する包括連携協定を締結した株式会社北海道銀行等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

このため、芽室町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援してゆく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人とかち財団

十勝地域の農林漁業を核とした地域産業の振興を支援し、十勝の「価値」の創出と向上を目指したものづくり支援や連携支援を行っている。また、産学官金の人的ネットワークを有しており、このネットワークを通じて、様々な支援を行っている。

現在、十勝産業振興センター及び北海道立十勝圏地域食品加工技術センターを運営しており、十勝産業振興センターでは主に機械や電気電子分野について、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターでは十勝の豊富な地域資源を活用した食料品製造業の振興や加工技術の高度化について、道総研、各研究機関、大学等と連携を図りながら、地域ニーズに対応した試験研究・検査分析・技術支援等を行っている。

②株式会社北海道銀行

芽室町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業、移住・定住促進及び子育て支援に関する事業、まちづくり及び公共施設等の整備に関する事業、その他地方創生の推進に関する事業について連携を図ることとしている。

協定締結により、金融機関のノウハウや企業間のネットワークを活用した、北海道食ブランドの輸出、地域資源を活用したブランディング、ビジネスマッチング、企業支援等、様々な取り組みについて協力を得ることが可能である。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域では、芽室町地域防災計画に基づき、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて住民生活や企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害・土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進している。

道路施設に関しては、芽室町公共土木施設維持管理計画に基づき、道路、橋りょう、防雪柵、街路灯・防犯灯、ガードレール等を適切に管理し、道路交通の安全と円滑な交通確保を図る。特に冬期間にあつては、芽室町除雪計画に基づき、降雪量に応じた歩道及び車道の新雪除雪、幅員確保のための拡幅除雪、雪山等による見通し不良区間における運搬排雪等を実施するほか、スリップしやすい路面状況に対応するため、凍結防止剤や砂散布等を実施し、車両等の安全な走行や歩行者の安全な歩行に努める。

また、交通安全啓発のため、芽室町交通安全推進委員会、交通指導員、企業、各学校、PTA 及び行政が連携し啓発活動を実施する。なお、新規に開発する場合にあつては、隣接する道路交通事情に応じた車両出入口の設置や、必要に応じて事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯、ミラーの設置を求めてゆく。

(3) その他

P D C A 体制は、芽室町商工観光課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、毎年度 8 月、効果の検証と事業の見直しについて整理する。なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 34 年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。